

一定の投資性金融商品の販売・販売仲介に係る
重要情報シート(金融事業者編)

1. 当行の基本情報 (当行はお客さまに金融商品の販売または販売仲介をする者です)

社名	株式会社四国銀行	当行の概要を記したウェブサイト	
登録番号	四国財務局長(登金)第3号	https://www.shikokubank.co.jp	
加入協会	日本証券業協会		

2. 取扱商品 (当行がお客さまに提供できる金融商品は次のとおりです)

預金(投資性なし)	○	預金(投資性あり)	○
国内株式	○(※1)	外国株式	○(※1)
円建債券	○(※1)	外貨建債券	○(※1、2、3)
特殊な債券(仕組債等)	△(※1)	投資信託	○(※1)
ファンドラップ	○(※1)	ETF、ETN	○(※1)
REIT	○(※1)	その他の上場商品	○(※1)
保険(投資リスクなし)	○	保険(投資リスクあり)	○
これら以外の商品	上記以外にも様々なニーズにお応えできる商品・サービスをラインナップしています。詳細はお取扱い窓口までお問い合わせください。		

△・・・一部法人のみの取扱い

※1 大和証券株式会社の金融商品仲介口座での取扱い

※2 野村證券株式会社の金融商品仲介口座での取扱い

※3 四国アライアンス証券株式会社の金融商品仲介口座での取扱い

その他、SMBC日興証券株式会社およびSBI証券株式会社の金融商品仲介口座開設の取扱いも行っています。

3. 商品ラインナップの考え方 (商品選定のコンセプトや留意点は次のとおりです)

- ・四国銀行は、お客さまのライフステージに応じた多様なニーズに的確にお応えできるように、商品ラインナップを幅広く取り揃えています。また、お客さまの金融知識や資産状況、取引の目的等を十分把握のうえ、お客さまの意向に沿った適切かつふさわしい商品・サービスの提供に努めています。
- ・商品選定にあたっては、お客さまの利益と当行の利益が反することがないように、特定の運用会社や保険会社等の商品に偏ることなく、また、ご負担いただく手数料等の透明性を高めて、お客さまの立場に立った丁寧な説明に努めています。

4. 苦情・相談窓口 (お取引に関する相談や苦情のお問い合わせ先は次のとおりです)

当行お客さま相談窓口 (ご意見・苦情専用窓口)	①四国銀行お客さまサービスセンター	088-823-2111
加入協会共通の相談窓口	②全国銀行協会相談室	0570-017109 (03-5252-3772)
	③証券・金融商品あっせん相談センター (FINMAC)	0120-64-5005
上記以外の相談窓口	④生命保険協会 生命保険相談所	03-3286-2648
	⑤金融庁金融サービス利用者相談室	0570-016811 (03-5251-6811)

【受付時間】

①～④ 平日 9時～17時(祝日・年末年始を除く)

⑤ 平日 10時～17時(祝日・年末年始を除く)